

平成30年2月8日

まちづくり委員会資料

平成30年第1回定例会 専決処分報告の説明

報告第1号

市長専決処分第6項 訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告[家賃滞納者・不正入居者]

	区分	被告の氏名	居住の開始	備考
1	家賃滞納者	** **	H 7. 12. 1	
2	家賃滞納者	** **	H11. 7. 22	
3	家賃滞納者	** **	H14. 7. 14	
4	家賃滞納者	** **	H 4. 4. 1	
5	家賃滞納者	** **	S 55. 6. 9	
6	家賃滞納者	** **	S 55. 11. 1	
7	不正入居者	** **	S 30. 10. 9*3	居住の開始は当初の使用許可により居住を開始した日

* 1 滞納者の未払月数 8 箇月分から 16 箇月分

* 2 滞納者の未払の使用料の額 1 9 5, 9 6 7 円から 3 3 4, 2 7 4 円

* 3 不正入居者となったのは平成 2 8 年 8 月 1 6 日である。

2 市営住宅の明渡しを求める対象者

- ・ 【家賃滞納者】市の納付指導にもかかわらず家賃を納付しない滞納者のうち、家賃を 3 箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者
- ・ 【不正入居者】市営住宅を権原なく占有するに至り、本市の再三にわたる明渡しの要求にも関わらず、これに応じず退去しない者

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後において、

- ① 家賃滞納者については、市営住宅明渡請求予告通知書を送付して家賃の納付を求め、それでも完納しない場合は、市営住宅明渡請求書により賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。
- ② 不正入居者については、市営住宅明渡請求書を送付し、直ちに賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。

しかしながら、いずれの者も退去の意思が認められないことから、明渡請求の訴えを提起した。

No.	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H29. 5. 12	H29. 6. 26	H29. 9. 29	H29. 11. 8
2～4	H29. 5. 12	H29. 7. 7	H29. 10. 13	H29. 11. 8
5～6	H29. 8. 1	H29. 9. 14	H29. 12. 21	H30. 1. 16
7	—	H29. 7. 7	—	H29. 11. 8

4 訴え提起件数 (参考)

平成 27 年度 26 件

平成 28 年度 26 件

平成 29 年度 (1 月末現在) 27 件